

## 船員に係る緊急雇用対策予算

### 船員雇用対策

予算額 519 百万円

※船員に係る雇用調整助成金の創設(船員保険特別会計分) 1,345百万円

※船員に係る失業保険給付費(補正)( " ) 2,565百万円

#### ○ 目的

海洋立国日本の経済活動の生命線である海運業界の維持・強化に不可欠な船員(海技者)の高齢化・人材不足に対処すべく、これら海事産業を支える人材(ヒューマンインフラ)の確保・育成が不可欠であるところ、未曾有の経済不況等に伴う内航貨物船、旅客船等の減船等に伴い離職した船員に対して、船員としての再就職を促進するための支援を行う。

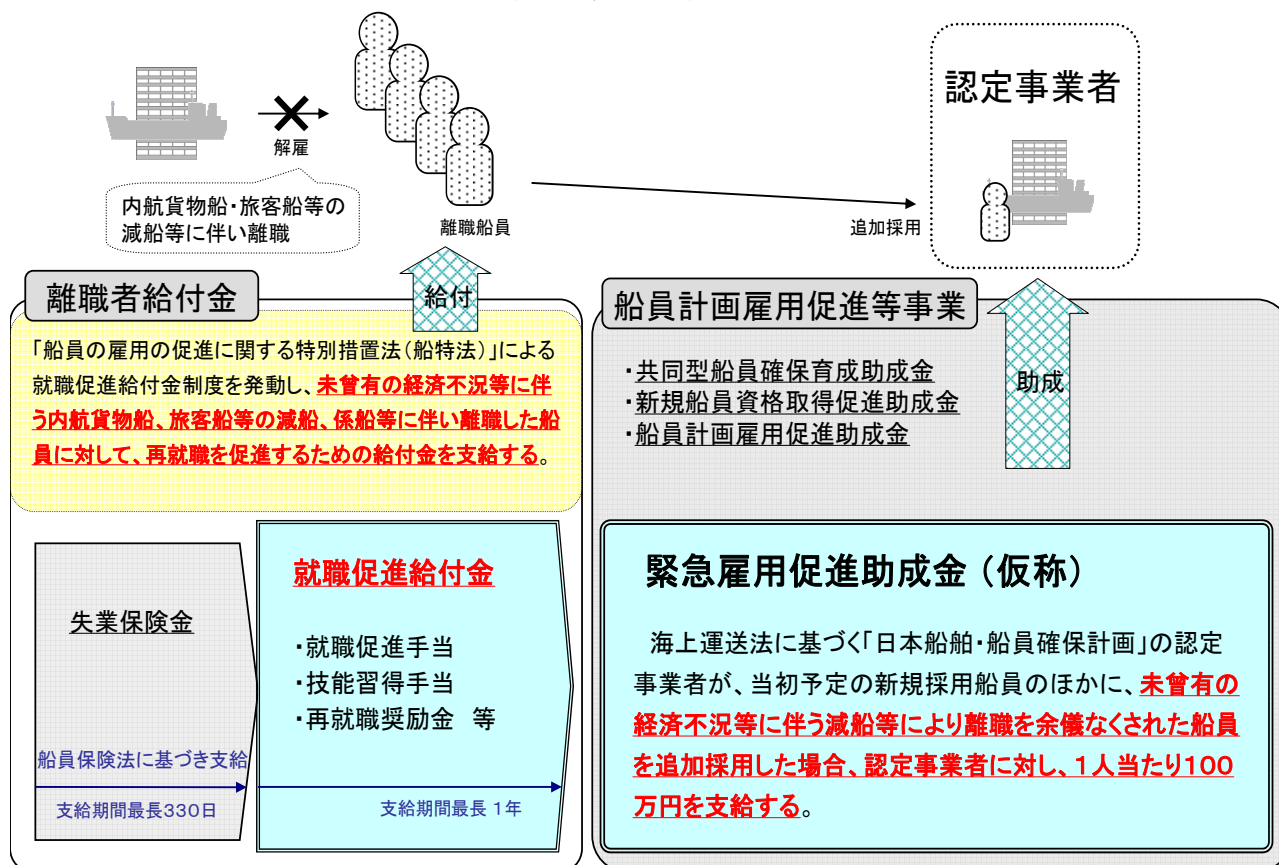
#### ○ 内容

離職船員を雇用した事業者に対し、緊急雇用促進助成金を支給する制度を創設するとともに、離職船員に対し船員としての再就職を促進するための給付金を支給する。

#### ○ 効果

今般の経済不況等により離職を余儀なくされる内航船員(約6千人と試算)のうち、職業紹介等によっても再就職できない者に対する新しいセーフティネットとして、再就職の促進及び生活の安定を支援。

### 離職船員の雇用対策

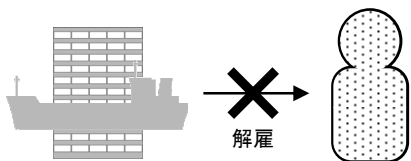


# 離職船員に対する就職促進給付金の支給(1億9千万円)

「船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)」による就職促進給付金制度を発動し、未曾有の経済不況や高速道路の大幅な値下げに伴う内航貨物船、旅客船等の減船、係船等に伴い離職した船員に対して、再就職を促進するための給付金を支給する。

船特法施行令に、内航貨物船、旅客船等を新たに指定(期間限定)し、やむを得ず離職した船員に対し、失業保険金受給後に就職促進手当等を支給する。

## 離職船員



### 失業保険金等

- ・失業保険金
- ・技能習得手当
- ・就業促進手当 等

日額1,650~7,730円

船員保険法に基づき支給

支給期間50~330日

### 就職促進給付金

- ・就職促進手当
- ・技能習得手当
- ・再就職奨励金 等

日額1,650~5,820円

支給期間最長 1年

## <平成21年度支給見込み額>

	離職者数	手帳発給者数	支給見込額
内航貨物船	4,950人	→ 2,430人	= 1億5800万円
旅客船	: 900人	→ 440人	= 3200万円
合計			1億9000万円

注) 施行令で指定する業種(対象者)の範囲によっては支給見込額が変更する可能性あり

# 緊急雇用促進助成制度の創設(2億5千万円)

- 低炭素社会の構築に資する海運業の維持・強化に船員(海技者)の確保は不可欠
- 一方で、現在は船員の高齢化・人材不足の状況にあることから、経済不況により離職した船員を海運業界にいかに引き留めるかが最大の課題(船員として就職するためには、一定の教育、訓練を要することから、元陸上労働者が船員となろうとするには、ハードルが高い。)
- そのため未曾有の経済不況や高速道路の大幅な値下げに伴う内航貨物船、旅客船等の減船等に伴い離職した船員に対して、再就職を促進するための支援を行う。

陸上にも経済不況による離職者を雇用した事業者に対する同じような助成制度あり

## 船員計画雇用促進等事業

### 認定事業者



助成

### 緊急雇用促進助成金(仮称)

海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者が、当初予定の新規採用船員のほかに、未曾有の経済不況や高速道路料金の大幅な値下げに伴う減船等により離職を余儀なくされた船員を追加採用した場合、認定事業者に対し、1人当たり100万円を支給する。

[ 100万円 × 250人 = 2億5千万円 ]

「船員計画雇用促進等助成金」の新たなメニューとして、緊急に追加採用する事業者に対する助成金制度を創設

## 海運事業等雇用調整助成金(仮称)について(案)

陸上の雇用調整助成金制度と同様の制度を、新たに海運事業主向けに創設する。(平成21年の措置)

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から輸送量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた海運事業等の事業主が、その雇用する船員を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を事業主に助成

### 主な受給の要件

最近3ヶ月間の売上高又は輸送量等が、その直前3ヶ月又は前年同期比で5%以上減少していること(中小企業の場合は、さらに、5%未満の減少でも、前期決算等の経常利益が赤字なら可)

#### ◇休業の場合

船員の全一日の休業、又は船舶(毎)全員一斉(保安要員は除く)の短時間休業を行うこと(当該船舶における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業も対象)

#### ◇出向の場合

3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

### 受給額

#### ○休業等

- ・休業手当相当額の9/10(一定の場合に限る。)(大企業は3/4)
- ・支給限度日数:3年間で300日
- ・教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算(大企業は4,000円)

#### ○出向

- ・出向元で負担した賃金の9/10(大企業は3/4)

### 原資及び開始時期

#### ○船員保険特別会計

#### ○21年度第一次補正予算成立後速やかに